

福岡地方裁判所委員会（第20回）議事概要

1 開催日時

平成20年11月20日（木）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

福岡地方裁判所検察審査会議室

3 出席者

（委員）

仲家暢彦委員長，藤井亮子副委員長

上野茂伸委員，畔柳章裕委員，作間功委員，新開玉子委員，鈴木浩美委員，福島恵子委員，藤岡隆士委員，船木誠一郎委員（五十音順）

（福岡地方裁判所）

中島慶人事務局長，相川乘一郎民事首席書記官，清田浩一民事訟廷管理官，森孝子主任書記官

（福岡簡易裁判所）

本田稔首席書記官，宮下美和主任書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

江頭誠総務課長，惠本学総務課専門官

4 配布資料の説明

- (1) 福岡地方裁判所委員会委員名簿（平成20年11月20日現在）
- (2) 今回の議題「裁判所の受付窓口の実情について」に関する見学窓口案内資料
- (3) リーフレット「初めて簡易裁判所を利用される方のために」（最高裁判所作成）
- (4) 今回の議題「導入まで半年となった段階での裁判員制度広報について」に関する平成20年に行った主な広報活動の紹介資料
- (5) 裁判員候補者に対して裁判所から送付する封筒，「お知らせ」及び同封物（写し）

(6) 政府広報「裁判員制度のお知らせ」(写し)

(7) パンフレット「経営者の皆様へ」、「中学生のための裁判員制度入門！」

5 議事(委員長, 副委員長, 学識経験者委員, 法曹委員, 裁判所)

(1) 裁判所の受付窓口の実情について

ア 受付窓口の見学

福岡地裁の民事訟廷事務室及び破産再生係, 福岡簡裁の調停センター, 民事訟廷事務室, 市民紛争係及び支払督促係の各受付窓口を案内した。

イ 受付担当者による実情紹介

福岡地裁の関係については清田民事訟廷管理官及び森主任書記官から, 福岡簡裁の関係については宮下主任書記官から, それぞれの受付窓口で取り扱う手続の概略や受付・相談事務を行うに当たって留意していることなどの実情を紹介した。

ウ 感想・意見交換

庁舎1階の案内窓口については, 人的・物的に改善できないか。受付窓口にいる職員には雰囲気こそぐわなという印象を受ける。また, そこが受付窓口であることを示すような案内表示の仕方はできないものか。

各部署の相談窓口については, 間仕切りを設けるなどプライバシーに配慮した設備にできないか。

裁判所に行けば, 手続の案内を受けることができ, いろいろと教えてもらえるということを知らない人が多くいる。

必ずしも法律の専門家に依頼しなくても自ら手続をすることができることや, 手続の案内は受けられても法律相談はできないといった裁判所の役割をきちんと伝えることが重要である。

間仕切りを設けるなどプライバシーに配慮した設備にできないかという点については, まったく同感である。銀行では個別のボックスで対応しているので何でも言えるが, 裁判所では言いにくい面がある。対応する職員の後ろに何人も職員がいるという事情もある。

庁舎 1 階の案内窓口について、配置されている職員は一人だったが、セキュリティの関係上、複数配置すべきではないか。また、案内窓口というのは、本来あのような雰囲気のものではない。

庁舎本館 1 階の案内窓口は、来庁者がその存在に気付きにくい位置にある。

来庁者は、どこで何を尋ねたらよいのかすらわからない。他庁の委員会で、総合案内所である旨を示す看板を設置するだけでも効果があったという例を聞いたことがある。

庁舎 1 階の案内窓口について指摘を受けた問題点を整理すると、その存在と役割を示す表示が明確でないこと、雰囲気がそぐわないこと、入り口の正面に設置するのが一般的であることからして位置が適切でないことの 3 点となる。

庁舎 1 階の案内窓口には、案内のほかセキュリティ確保の業務もあることから、男性である守衛を配置している。今後は裁判員（候補者）が来庁することから、電話交換手や守衛を含む職員を対象として接遇に関する研修を実施して、来庁者への接遇に対する職員の意識を向上させるための取組を進めている。また、守衛を配置している案内窓口には各種パンフレットや法廷が開かれる裁判の予定表を備え置くなどして、来庁者に直ちに対応できるようにしている。案内窓口の存在や役割がわかりにくいということであれば、改善に向けて検討したい。

守衛には案内のほかにセキュリティ確保の役割もあることから、必ずしも民間企業に多く見られる案内窓口のような対応をすべきということにはならないが、案内窓口の位置やその表示、守衛の姿勢といったことについては検討すべきである。

セキュリティの確保が重要であることは理解できるが、もう少し気配りがほしい。

各部署の相談窓口におけるプライバシー確保の点について、調停センタ

ーでは、男女関係の相談などプライバシーへの配慮が必要な場合に備えて個室を二室用意している。ただ、実際には、来庁者が遠慮しているのかも知れないが、相談しにくいという声はあまり聴かれない。個室で対応することによって生じる問題もある。

破産再生係には執務室が手狭という隘路があるものの、改善を要する事項として検討してはいる。引き続き工夫していきたい。

当職が弁護士として係わる相談者の中には、対応した裁判所職員の発言内容を固有名詞まで持ち出して云々する人もいて、職員の対応を巡って新たなトラブルが生じることもある。個室で対応するのを原則とするということになると、適切でないように感じる。

裁判所の窓口で行うのは手続の案内であって法律相談ではないから、さほどプライバシーに踏み込むようなことにはならないとも聴く。

破産再生係では、法律扶助の資力要件の関係で、家族全員の収入、病気や生活状況の話をお聞きできない面がある。

相談カードなどの紙に書いてもらうことにして、口頭でやりとりしないように工夫している例もある。

同時に複数の来庁者が同じカウンターに座ることがあるとのことなので、隣にも来庁者がいるというのは辛い。

(2) 導入まで半年となった段階での裁判員制度広報について

ア 中島事務局長が、導入まで半年となった段階での裁判員制度広報について説明した。

平成20年に行った主な広報活動について

候補者に対する通知と説明態勢について

当面の広報態勢について

イ 時間の都合上、予定していた意見交換は次回となったが、委員から、裁判員候補者専用コールセンターの通話料が有料であることに関して、裁判員候補者は不満を抱くのではないかとの意見が述べられた。

(3) 次回委員会（第21回）の予定

ア 次回の議題

意見交換の結果，次回委員会の議題は次のとおりとなった。

裁判員制度広報の在り方について

当合同庁舎の新館（裁判員裁判用法廷等を設置）について

イ 日時

平成21年3月16日（月）午後1時30分